

令和7年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年10月24日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 小 林 三 保
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第36号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立練馬小学校の校舎等改築について
② 練馬区立大泉第二小学校の校舎等改築について
③ 練馬区立大泉第三小学校の長寿命化改修について
④ 練馬区立石神井西中学校の長寿命化改修について
⑤ 練馬区立石神井小学校校舎増築基本設計概要について
⑥ 練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築スケジュール等の変更について
⑦ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時58分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐川 広

教育振興部教育総務課長

杉山 賢司

同 教育施策課長

竹岡 博幸

同 学務課長

竹内 康雄

同 学校施設課長

柴宮 深

同 保健給食課長

渡辺 雅昭

同 教育指導課長

佐藤 永樹

同 副参事

佐藤 勝也

同 学校教育支援センター所長

村瀬 美紀

同 光が丘図書館長

小原 敦子

こども家庭部長

関口 和幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太郎

同 こども施策企画課長

河野 一真

同 保育課長

岡村 大輔

同 保育計画調整課長

山口 裕介

同 青少年課長

横山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋本 健太

同 在宅育児支援担当課長

小島 芳一

教育長

ただいまから令和7年第20回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が2名お見えになっている。
それでは、案件表に沿って進める。本日の案件は議案1件、陳情1件、協議2件、
教育長報告6件である。

1 議案

- (1) 議案第36号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。
議案第36号、練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬
剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則である。
この議案について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様からのご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

先ほどの新しい様式で削除したという欄の下に「子」の箇所があるけれども、その
「子」の下に現行では「特定期間にある子」という記述だけだったのだが、今度はそ
こに詳しい情報が入っているが、その部分は新たにできるように書いただけで、内容
としては現行の「特定期間にある子」と同じものか。

保健給食課長

委員おっしゃるとおり内容は同じである。記載を条例で改めたものである。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第36号については決定でよろしいだろ
うか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第36号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立練馬小学校の校舎等改築について
- ② 練馬区立大泉第二小学校の校舎等改築について
- ③ 練馬区立大泉第三小学校の長寿命化改修について
- ④ 練馬区立石神井西中学校の長寿命化改修について
- ⑤ 練馬区立石神井小学校校舎増築基本設計概要について
- ⑥ 練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築スケジュール等の変更について

教育長

次に、教育長報告である。本日は6件ご報告する。

報告の6件については全て関連する案件になるので、続けて説明をさせていただき、質疑については報告⑥の説明終了後に行いたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

改築、また長寿命化等についての説明があった。これらについて委員の皆様から何かご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

資料6の増築の話で、軽量鉄骨造という構造になっているけれども、恐らく今までの校舎は鉄筋コンクリートだと思うのだが、どこが違うのか。また、当然、耐震に関してはこれで問題ないということではいただいているのだと思うのだけれども、耐用年数はどのくらいかということ、そして、既存の校舎の耐用年数と比較して妥当な耐用年数になっているのかという点についてお伺いしたい。

学校施設課長

まず、今回、増築をするに当たって軽量鉄骨を選択した理由の部分も含めてなのだが、教室数の不足が見込まれるのが令和10年4月と想定をしており、そこまでに校舎棟を建設しなければならないというところで逆算し、軽量鉄骨造を選択して建設すると判断した。

また、耐用年数というところで申し上げますと、これまではいわゆる改築に関しては鉄筋コンクリート造、そして一部の学校については重量鉄骨という選択をしてきた。今回、そちらの耐用年数については、区としては新しく改築したところは80年を想定している。一方で、軽量鉄骨に関しては耐用年数というか、想定する使用年数としては短くなる。

ただ、今回、この増築をするに当たって、将来の児童数の見込みという部分も含めて、近隣に大規模なマンションの開発があり、児童数、学級数が急増したという経緯がある。

こういった大規模開発があった場合の児童数の推移として、例えばマンションが建ってから10年から15年程度がやはりピークになるという部分があるので、将来的にこの増築棟をどのようにしていくかということに関してはその時点で検討するということになるけれども、教育委員会としては少し使用年数が短いのではないかという部分も含めて、鉄筋コンクリート造ではなく軽量鉄骨を選択したということである。

なお、耐震といった部分に関しては鉄筋コンクリート造と変わらない基準で設計

をしているので、そちらはご安心いただければと思う。

仲山委員

その部分に関連してなのだが、今はどのような感じの校舎なのか分からないのでお伺いしておきたいのだが、いかにも仮造りの校舎というような外観のものなのか、軽量鉄骨といえども外から見たとき、また、中に入ったときなどにも通常どおり落ち着いて勉強ができるようなしっかりした造りになっているのか。その辺はどうだろうか。

学校施設課長

我々が今、改築で建てているような仮設校舎というのはいわゆるプレハブになるけれども、それよりはグレードを上げている。今の仮設校舎については二、三年程度の使用となっているが、今回、使用する校舎については10年単位で使うものとなるので、その点に関しては設計の中で確実に、外観、内装といった部分についても児童生徒の方に長く使っていただける仕様で検討している。

小林委員

資料6で質問させていただきたい。石神井小学校の5ページの図なのだが、上石神井小、上石神井中は面積がどの程度かという数字が載っており、石神井小のほうは載っていなかったのでお聞きしたい。紫の部分が囲いだが、これを造ったときに校庭は一時的にどの程度小さくなるのか。いわゆるトラックなどが1周何百メートル程度に小さくなるのかをお聞きしたい。

また、その間、石神井小は野球やソフトボールのチームがあったと思うが、子供たちが課外活動をできる程度のスペースが確保されているのか否か。

そして、増築棟というのは何年生が使うのか、各学年の多くなった、例えば4組目から使うなどするのか、何か計画があれば教えていただきたい。

学校施設課長

今の工事期間中のグラウンドのご質問である。確かに紫の部分は工事車両が通り、工事資材置場などになる、いわゆる工事ヤードと言われている部分である。ここが工事エリアとなるので、その分、校庭が狭くなる。

今の校庭は、ここに書いてあるが、トラックが130メートルで、直線が50メートルである。トラックに関しては、このステップ2に書いてあるところでは100メートル前後になるのではないかと考えている。体育館については工事期間中も引き続き使える。

そのため、やはり少々狭くなってしまいう部分に関しては、授業をどのように行っていくかなど、できるだけ学校教育、また地域の活動にも工事の影響が出ないように、学校あるいは関係機関との協議をしながら取り組んでいきたいと考えている。

また、増築棟の使用方法なのだが、こちらも出来上がった後に学校が考えていく部分になるが、この増築棟の中で普通教室を5教室用意している。現状としては、ある

1学年が増築棟にそのまま入るということを教育委員会としては想定している。

教育長

まず、トラックは小さくなってしまいうけれども、直線の50メートルは変わらないということである。

今、ご質問があった、少年野球とソフトボールで使っていると思うのだが、やはりグラウンドが小さくなってしまいうというのがるので、そこについてどの程度の影響があるかは、検証されているのか。

学校施設課長

基本的に野球の活動をされており、ほかにサッカーもやられているけれども、こちらは今、設計が整ったところであるので、今後、団体さんにもご説明をしていく中で影響の部分を精査してお伝えをしていくという形で対応していきたいと考えている。

仲山委員

資料6の5ページのところである。工程表の増築工事のところの既存インフラ調査と既存インフラ切り回し工事というものについてなのだが、既存インフラ切り回し工事というのはどのようなものを言っているのか。

学校施設課長

もともとこの工事現場付近に埋設配管、いわゆる校庭のスプリンクラーや照明設備、電気設備、水道配管といったものが埋まっており、こちらに工事の影響がどの程度あるかということインフラ調査としている。

その上で、このインフラの切り回し工事という形で、火災報知機や機械警備、監視装置といった電気設備や水道管などといったものを、渡り廊下建設後に既存校舎とつなぐ工事といったものを予定している。

森山委員

資料7の上石神井小学校の工事スケジュールである。前は中学校のプールと小学校のプールは別々にあったようなのだが、整備が終わるときには新プールと新体育館は中学校で、体育館は小学校にも中学校にも別々にあるのだが、プールは共有という感じなのだろうか。

スペースは同一なので広げていくにはやはり、改築したり増築したりする部分において何か共有するところをつくっておかなければというようなことがあり、工夫されて、共有のものをつくりながら広げるという考えだろうか。

学校施設課長

まずプールに関しては、改築後は小学校と中学校で共用することになる。屋内のいわゆる簡易温水という形で、また小学生と中学生は体格差があるので、プールの床が上下する可動床で、小学生が使うときは床が上がるという形で水深を操作できるプ

ールを整備する予定となっている。

また、今回、この上石神井小中を一体的に整備するというので、小中で共通で使う施設にはこのプールと給食室がある。そのほか、例えば体育館やグラウンドといったものに関しては、小中それぞれで用意する。

そういった様々な部分を含めて設計を行ってきた。今回のグラウンドの部分についても、工事期間中もグラウンドの面積を確保するという形のスケジュール変更ということである。

仲山委員

今回、工事のやり方が変わったという資料7の話であるけれども、これは最初するときには気がつかなかったのだろうか。今、ここで云々するわけではないのだが、そのような計画を立てるときの考え方として、どうしてそのときに気がつかなかったのかというのを少し疑問に思った。

学校施設課長

今回、この上石神井小中の改築に当たり、設計を進めていく中で、これまでの改築は必ず仮設校舎を校庭に建設をして、引っ越しをした上で解体、そして新築工事という流れでしていたため、委員のおっしゃるとおり、仮設校舎を両方に用意するという形、従来のやり方で改築の設計を進めてきた。

ただ、その後、やはり地域の方、それから学校から、工事期間中のグラウンド面積の確保に関してのご意見、ご要望もあったので、区としても工事期間中の教育環境の確保という観点で、再度検討し直してみた中で、仮設校舎を中学校のみに建設することによって、今回の改築工事について十分に進行管理ができるという判断をして、今回、こういったスケジュール変更をさせていただいたという経緯である。

教育振興部長

工事期間を最も短くするという視点でまずは計画を立てたというのが当初の予定である。周辺にもいろいろ影響があり、当然、子供たちにも影響があるので、それを最優先に考えたのだが、学校や地域の方に実際に当たってみると、やはりグラウンドの確保というところにより一層注力してほしいというお話があったため、それを踏まえて考え直したということである。そういった流れでこういった結果にもなった。

仲山委員

恐らくいろいろなパターンがあると思うので、今、言われたように、ある条件を変えればまた違うパターンが出てくると思うので、それはそれで納得した。

教育長

早さを重視してご提示したのだが、やはり、工期が延びてもいいから運動場をしっかり確保してほしいという地域の声に応えたということである。

仲山委員

資料6の4ページ、平面図の中の男子トイレの箇所だが、教材室との間に扉がついている。これは1階もついているのだが、この扉は何の扉なのだろうか。

学校施設課長

こちらはいわゆる電気設備等が入っているものになる。これらの扉ということでご理解いただければと思う。

仲山委員

その隣の×印の箇所が電気関係のところなのか。

学校施設課長

そのとおりである。

岡田委員

資料6のステップ図なのだけれども、先ほどのお話でトラックは130メートルで直線は50メートルというピンクで示された最終の形の工事ステップ5のところである。

工事が終わってグラウンドが大きくなったけれども、そのトラックの長さで直線というのはもう少し広く取れるような気がするのだが、この直線距離はおよそ何メートルになるのだろうか。

学校施設課長

ステップ5の今、ピンク色に塗っている部分は工事をするということで表示をしている。校庭の南側については、今の増築棟の部分に遊具の置場があったため、この後、それを移転してくることになるので、実際には、今、工事ステップ1のところでお示しているようなトラック、直線の配置ということになろうかと考えている。

これは今、130メートルのトラックと直線50メートルの走路となるので、工事完了後は現状とほぼ変わらないトラック、直線の確保になろうかと考えている。

岡田委員

上石神井小中のことで、先ほどのお話で、これから懇談会でこれをお示するとお伺いしたのだが、今まで何回ほど地域に対する懇談会を行って説明されてきたのかを教えていただきたい。

学校施設課長

まず、上石神井小中が一体的に整備をするというところで、事前に少し地域にも入らせていただいて、学校も交えてご意見を伺っている。

この改築工事の設計が始まった後に、先ほど申し上げた改築懇談会というものを

1回開催している。

来月に第2回の改築懇談会を実施して、その場でこちらのプランのご説明をする予定である。今は、改築校では懇談会を4回程度行っている。そういった形で設計の進捗状況に応じて今後も改築懇談会を実施していきたいと考えている。

岡田委員

非常にありがたいお話だと思う。それで地域の方々の意見を取り入れながら、最も重要なのは子供の活動の確保だと思うので、そのような観点でこのように変えていただいて、子供の教育活動が円滑に進められるという部分は非常によかったと思うので、今後もぜひ地域の方にもご理解いただいて進めていただければと思う。よろしく願います。

教育長

では、この件に関しては終了させていただく。
ほかに報告事項はあるだろうか。

学務課長

私立幼稚園の保育園補助金の過少支給についてご報告する。

区では私立幼稚園に通う保護者の負担軽減を目的として、保育料等の補助金の支給を行っている。

このたび、令和7年4月から9月分として10月22日にその補助金の支給を行ったが、一部の園児の保護者への支給額が過少となってしまった。現在、この過少支給の対象者の方々にはおわびとともに、今後、正しい交付決定通知というものを送付することと、また差額分については、11月中になるが、速やかに振り込むことをお伝えしている。

過少支給の対象者数は1,247名で、過少支給の差額支給にかかる金額としては総額で約1億6,200万円となっている。1人当たりで申し上げると、最大の差額支給額としては15万4,200円となる。

これは補助金のうち保育料補助額がゼロとして支給をしてしまったことに伴うものである。

続いて、経緯である。

10月20日、今週の月曜日に保護者にこの補助金の交付額をお知らせしたところ、区に問合せがあった。改めて区で支給内容を確認したところ、一部の保護者への支給額が過少であることが発覚した。

この補助金は10月22日が支給日となっていたため、事務手続が間に合わず、そのまま過少額での支給になった。

原因であるが、こちらの補助金の支給に当たってはシステムで支給処理を行っているが、対象者の設定に誤りがあったまま事務処理を進めてしまったこと、また、データや帳票等の確認の際に見落としがあったため、このようなことになってしまった。

このたびはこのようなミスを犯してしまい、多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしたことを心から深くお詫びする。

なお、こちらの過少支給の方については1, 247名であったが、全体の補助額の支給としては6, 000名となっているので、併せて申し上げたいと思う。

教育長

少なく支給をしてしまったという話で、それについては来月にもう一度通知をして、差額分をお支払いするということである。

この件に関して、委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いする。

仲山委員

対象者の設定に誤りがあったというところを、もう少し詳しく説明していただきたいのと、再発防止はどのようにすればいいのかという2点が知りたい。

学務課長

まず、対象者の設定の誤りの部分でもう少しご説明する。

全体で約6, 000名の方がこちらの保育料補助金の支給の対象者であった。そのうち、入園年度の前年度に申請書等を提出された方がいる。また、入園した年度ではあるが、後日に申請書を提出された方がいた。

実は、こちらの抽出の設定なのだが、入園の年度以前に事前に申請書を提出された方については正しい金額を計算した。こちらの方々については特に問題はなかったのであるが、入園の後に申請書等を提出してシステムに登録されたの方々については、私どもで処理を行うに当たってはその方が抽出されないような設定になってしまった。

そのため、こちらの対象者設定の際に全員の方を対象にすればよかったのだが、抽出されないまま事務処理を進めてしまったということになる。それが1点である。

再発防止については、改めて私どもの補助金支給の事務マニュアルを再確認して、内容等を漏れのないように整備していきたいと思う。また、支給に当たってはチェックリストを改めて用意して、それに基づいたダブルチェックも徹底していきたいと思っている。

教育長

例えば4月に入園する方がいる場合、4月より前に申請書を出してもらって、こちらを入力を行っていた方については正しい額が支払われている。4月入園の方が4月以降に申請書を出して、私どもの処理も4月以降にした場合については本来支払うべきところが一部漏れてしまっていたということである。

システム上そのような形になっており、本来であれば、そこをチェックして、きちんとリカバリーするような事務処理手順だったのだが、しっかり守られていなかったのが漏れてしまったという経緯である。

仲山委員

何かデータがあって、そこからある条件のものを抽出しようというときは、やはり、どうしても漏れてしまうということはあると思うのだが、このような条件の人に今回補助が出るのであるという条件を受け手側にも送れば、自分で確認して、これに入っているのだけれどもどうしてかという返事も来ると思うのだが、今回はそのような条件は送られているのだろうか。

学務課長

今回の保護者の方々にお送りするのがまさに交付額の決定の通知だったのだが、私どものシステムで本来はその方々を含めて計算すべきだったが、初期設定でその方を除くというような設定になっており、それに気づかずに交付決定通知書をお送りしてしまった。

そのため、本来は保育料の金額が入っている形で保護者の方にも届いて、支給されるどころが、それをご覧になった方々から、ゼロ円というのはおかしいのではないかとお問合わせをいただいた。つまり、その部分に関しての差額が漏れてしまった形になる。

仲山委員

保護者にこのような条件の人がもらえるのだという提示はされたのか。

学務課長

保育料に関してはもともと、保護者の方々についても実際に幼稚園に保育料をお支払いして、上限はあるのだが、その分について区から保護者の方にお支払いするという形になっている。そのお支払いする額については、月当たりの上限の金額はあるものの、その金額の半年分をお支払いするということである。

保護者の方は幼稚園に払っているので、当然、幾ら払っているということをご認識はされているかと思う。

こちらのお支払いについては、年間2回お支払いする形になっている。

教育総務課長

私立幼稚園に通われている方については、保育料以外にも預かり保育や副食費補助などのいろいろな補助が出ており、区としてこうした補助をするという一覧を年度当初にお渡しをしているので、いつ頃にこうした補助金が入ってくるということについては保護者の方はご存じである。そのため、今回、この通知が来たときに、ここの部分がゼロだというのが腑に落ちずに、区に問合わせがあったという結果になっている。

教育長

支給額については事前にお知らせをしているということである。
委員の皆様からその他で何かあるだろうか。

岡田委員

前回もこの話題が出たと思うのだが、学校の子供たちのインフルエンザやコロナによる欠席状況を教えていただければと思う。

保健給食課長

手元にある最近の情報は10月22日時点なのだが、3校で学級閉鎖を行っているという状況である。

教育長

前の週と比べてほぼ同程度か。

保健給食課長

10月以降、常時3校程度が入れ替わりで学級閉鎖が発生している。9月上旬から1校、2校で始まっており、そこから常時3校程度の学級閉鎖が続いている。

岡田委員

これはインフルエンザだろうか。

保健給食課長

そうである。コロナは2校ほど9月上旬にあったが、その後は全てインフルエンザで学級閉鎖になっている。

仲山委員

それに関連してだが、症状としてはどのような具合なのだろうか。非常に重症の方がいるというようなことに関して教えていただきたい。

保健給食課長

やはり発熱し、熱が高い方が多いという話は聞いている。ただ、そこまで重症な児童生徒がいるという話は聞いていないので、通常のインフルエンザの流行ということで把握している。

教育長

委員の皆様から他に何かあるか。

森山委員

近所に防犯カメラがついた。非常に複合的な学区なので、どこの学校に通う子の通学路か把握はできないのだが、防犯カメラの下に教育委員会が設置したとついていた。このような防犯カメラというのは地域住民がつけてくれと言うのか。どのような経緯でつけられるのだろうか。私の近所で防犯カメラが2つ通路についているが、教えていただきたい。

教育総務課長

森山委員が今おっしゃっている防犯カメラについては、恐らく町会もしくは商店街が設置した防犯カメラかと思う。

教育委員会としては現在、小学校、中学校の通学路については391台の防犯カメラを既に設置しており、それが設置から約10年経過しているので、今後3年間をかけて全て更新をしていく予定になっている。

今年度については、学校から通学路に向けて設置しているカメラを更新するという作業になっているので、そちらを更新するので、今、既に通学路についている防犯カメラについては更新の予定も新設の予定もないという状況である。

防犯カメラをこの通学路につけているというご案内については、東京電力のご協力もいただいて電柱に表示をしている部分があるので、そうした表示の中で恐らく町会等々が、東京都が防犯カメラの設置の補助金なども出しているの、そういったところを活用して新たに設置をされたのではないかと推察される。

森山委員

聞いたところ、その近所に大音量でご迷惑をかけているような家庭があって、それを教育委員会に伝えたので、教育委員会がそこに防犯カメラを設置してくれたというような話を聞いた。電柱に教育委員会と書いてあり、教育委員会が設置したことを示す雰囲気のものを取り付けられている。

教育総務課長

個別にご住所を教えてください、こちらで調べさせていただき、また詳細が分かればご報告差し上げる。

教育長

その他でほかにあるか。よろしいか。
事務局からその他で何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で第20回教育委員会定例会を終了する。